

令和5年度第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和5年7月26日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

西庁舎 7階701号室

3 会議の議題

適正な水道料金のあり方について⑥

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（8名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社 専務取締役
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

(2) 欠席委員（2名）

学識経験を有する者	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所 女性部

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂

上下水道部長 松澤 耕

経営管理課長（次長） 小林 也寸志

上下水道部次長（水道工事課長） 跡地 操

総務課長 荻野 泰久、サービス課長 栗本 勝明
水道浄水課長 小野塚 好司、下水施設課長 柴田 英幸
下水工事課長 新美 正紀、経営管理課副課長 棚岡 伸一
サービス課担当課長 竹田 由宣、総務課副課長 米津 久美、
総務課総務係長 飛田 晃宏、経営管理課経営1係長 谷中 千恵、
経営管理課主査 今泉 高樹、経営管理課主事 鈴木 龍也

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち8名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、石井委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

9 議事の要旨

資料1の1に基づき、前回までの審議事項について事務局が説明した。
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(議長)

前回欠席された委員の皆様の意見も伺いたい。

(A委員)

料金改定率や時期について、9.7%というのもやむを得ないかと考える。

資料4ページの料金改定率の案を見ても、経営戦略を短期で見込むと令和15年度には改定率は約44%となっている。やはり長期で見込んで、早い段階から10%程度を見込む形の方が良いのかなと思う。

以上のことから、前回までの事務局案には、一応賛成である。

(B委員)

目標とする資金残高や企業債の借入方針、経営戦略を長期的に検討していくというところを、料金改定も含んで考えていくというこの事務局案に

対して賛成である。

料金改定により安定した経営ができることになることから、安心安全な水の供給が持続可能的に行っていけると考える。長期的に考えられてはいるが、この数字だけにとらわれず、適宜、決算等の状況を見ながら判断をし、改善すべき点があれば改善していくということも必要だと感じた。

(C委員)

資金残高を50億円にするという、ターゲットがはっきりできたところは非常に良いと思う。借入残高についても、長期的なことも含め、無駄なところを抑えることには、賛成だと思っている。短期ばかりではなく、長期を見ていかないと、平準化した形の推移が把握できないと思うので、9.7%というところは、妥当だと思う。

(議長)

事務局からの説明の中で、長期的な視点で見ること、持続可能な事業経営に必要な資金残高を保つこと。その一方で、安全な水道水の提供に必要な事業を実施していく。そのために、令和7年度に9.7%の料金改定が必要という案が提示されている。

これまでの審議内容と、委員の皆様からの意見を踏まえ、私としては、改定率9.7%というのは、概ね理解できると考えているが、何か意見等あるか。

(全委員)

意見なし。

(議長)

では、事務局から提案いただいた9.7%をベースとして、審議をさらに進めていきたいと思う。

(事務局)

資料1の2に基づき、料金の算定について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(A委員)

19ページの基本料金の料金体系案の中で、激変緩和のため改定率の上限

を100%にするとあるが、その根拠を教えてください。

(事務局)

特に100%に根拠はないが、水道料金については日本水道協会の示した水道料金改定業務の手引き（以下「手引き」という。）というものがある。まず、岡崎市の状況としては、手引きの示す算定数値と比較すると、基本料金は小口の場合に比べ大口の方が安い設定となっている。従量料金は、手引きでは均一料金としているのに対し、岡崎市は逡増度を設けており、全体でみると大口の負担が大きくなっているのが現状である。基本料金について、手引きの示す算定数値と比較するとあまりにも乖離が激しいので、激変緩和のため100%で打ち止めにしたというものである。この調整については、皆さんの議論で検討していただきたい。

(A委員)

手引きが必ずしも正しいとは思わないが、大口の改定率だけを100%で打ち止めにするなら、根拠が必要であると思う。特に口径100ミリについては、手引きでは247%としているところを100%としているなど、半分以下とするには余りにも差が大きく、小口よりも大口を優遇しているように感じる。

(事務局)

根拠は特にないので、皆さんのご意見に従い考えていきたいと思う。資料29ページは、口径別の各使用量ごとの改定率を示したものである。今回の場合は、基本料金の上げ幅が大きいため、使用量が多くなるほど料金改定率は小さくなっていくという関係になっている。

例えば、口径75ミリ、100ミリ、150ミリのところで、全く水を使用しない人は基本料金のみ請求となり、改定率は倍になる。各口径で、平均的な使用水量の人達が概ね9.7%前後の改定率になるようにという調整結果が100%という上限であったのだが、根拠はない。

(A委員)

逆に言うと、100%という上限を少し増やしても問題はないのか。その方が、影響額のイメージは変わると思う。

(事務局)

それも含めて審議会の中で決めていただきたいと思う。

(D委員)

19ページの口径13ミリの影響する想定件数は9万4,000件、20ミリの想定は6万8,000件。これが大部分を占めていると思うが、13ミリを使っているのがどういうご家庭で、20ミリを使っているのがどういうご家庭なのか確認したい。

30、31ページのところで、13ミリの人の影響額が現行の+8.5%に対して、20ミリの人の影響額は+10.5%となっている。口径の小さい13ミリの改定率が低いのは理解できるが、影響する件数が13ミリよりも少ない20ミリで改定率が高くなるのは、不公平とまでは言わないが気になる。

(事務局)

13ミリと20ミリは、どちらも一般家庭の方が大半で、比較的新しい住宅では、20ミリが多く、13ミリは比較的古い住宅に多い。

参考に、例えば20ミリの口径の方が、20m³の水を使った場合、改定後の金額は30ページの資料のとおり3,489円で10.5%のプラスとなる。仮に平均改定率の9.7%で値上げをした場合は3,463円となり、9.7%と10.5%の差額は26円多いことになる。

この議論は、全体としては9.7%の改定というものを、どの口径のどの水量にどう配分するかという話になるが、全ての場合において9.7%の改定ということにはできないので、9.7%前後の改定になると見ていただきたい。10.5%と9.7%では26円変わるのだが、それをどう見るのか、20ミリの人たちを、やっぱり9.7%で抑えるということであれば、料金体系のその部分をどこから取ってくるかというような見方をしていただければと思う。

全てを同じ数字にするのは、難しいということは、理解していただきたい。

(D委員)

30、31ページを見たときに、影響額のプラスマイナスがどれだけあるのかというのをどうしても見てしまう。13ミリの人は+8.5%だから平均改定率よりも下がっているが、20ミリの人は+10.5%で高くなっている。その他を見ても、影響する人の多いところが比較的負担しているようにパーセンテージを見ると感じてしまった。それを、26円の差と言われれば分かるが、うちは20ミリなのかなと思ったときに、すごく影響しているような感じを受けた。そういう見た目のインパクトがある。

(事務局)

考え方の1つとして、わかりやすく全部9.7%にしたいということであればそれもできないわけではない。

ただ、手引きでは、基本料金は口径が大きいほど負担が大きくなっている。それは、例えば150ミリの管を引き込みたいという申込みに対応するには、水道本管はそれよりも大きいで布設する必要があるため、巨大な設備投資が必要となる。そうすると、設備にかかる費用は基本料金で回収すべきという考え方から、大口径の基本料金は高く設定する必要がある。

また、従量料金は逆に、1 m³作るのに大口需要者に対して作るのも小口需要者に対して作るのも経費は変わらないので、日本水道協会の従量料金は均一料金というのが理解できる。

ただ、いずれもあまりにも本市の現行料金とは乖離しているので、今回は抜本的な体系を見直すのではなく、今回の上げ幅で少しでも手引きの算出方法に近づけるような配分方法で、ベストと思われる配分の設定をしている。ただ、そのベストミックスの考え方が違うというのであればまだ調整はできるし、9.7%の均一値上げにするという考え方もある。その辺は皆さんで議論していただきたい。

(B委員)

料金体系について、基本料金と従量料金の考え方、あるべき姿と云っていいのか分からないが、日本水道協会が示しているモデルに少しでも近づく形にということでは理解をしている。ただ、基本料金の100ミリについて、本来はあるべき姿での改定率にしようと思うところを100%で止めてしまうとかかなり差があるのではという質問もあった。激変緩和という理由が書いてあるが、やはりここに対しての説明は必要だと思う。激変ということ、倍を超えないようにということでは分かる。

これまで長期的な視点を用いたシミュレーションが示されている中で、今回のこの料金体系の改定というものが、今どの段階にあるのか。目指すべき姿はどこにあって、今回はどの段階の話なのかということが気になる。

その過程で、料金体系等を見直すということも一つだとは思いますが、そうであれば、今回、改定率を100%とすることについてはもう少し説明が必要と思う。

従量料金について、資料28ページで口径40ミリを超えると50、51 m³の2段階になっている理由は何か。口径別の基本料金があるなら、従量料金は

一本でもよいと感じる。

(事務局)

従量料金区分について、口径25ミリまでが4つの水量区画、40ミリ以上が2つの水量区画という体系は、昭和49年に設けられたものである。それ以前は、1 m³使用するといくらという料金体系だった。

口径の小さい方が水量区画が多いという点については、大口径より小口径において生活用の給水区分を低価格にするため、細かく設定することが必要であるという配慮があったと推定している。

一緒にすればよいのではという意見もあるが、今回の料金体系の見直しではそこまで踏み込んだ提案はできていない。今後の課題であると考えている。

(B委員)

今後も、料金の改定がされていくと思うので、今回上がっているような議論や、料金体系はどこを目指していて今どういう段階なのかということを残してもらい、引き続き、議論や検討がされていくとよいと思う。

(事務局)

基本料金改定率の上限を100%に留める理論を説明して欲しいということだったが、なかなか難しいところである。ただ、手引きどおりにすると、従量料金は均一というのがプランなので、均一料金にするのかという議論も同時に出てくる。単純に基本料金を手引きに基づき算定される料金にぴったり合わせるのも1つ、そこまで合わせるなら従量料金も手引きに全部合わせるというのも1つ、またその議論はしていただきたい。

(E委員)

資料29ページの口径100ミリと150ミリの平均的な使用水量として示されている水量のところは、100ミリでは+8.0%、150ミリで+11.2%となっているが、もう少し他と揃えられないのかと感じる。

(事務局)

実際、改定率はかなりランダムに広がっているため、この平均で示した部分だけが突出しているということではない。どこか一つ指標的な意味で示した資料だったが、一人一人の使用者に立ち返ってみると、様々な関係

にあるということを織り込んで、検討していただきたい。

(F 委員)

資料14ページの全体改定率は上の図も下の図も9.7%であるが、上の図の現状のままから、下の図の基本料金の収入割合を高めるという方に矢印が向かっている。そうすると基本料金改定率は17.6%、従量料金改定率は7.0%になり、基本料金割合が27.9%、従量料金割合が72.1%になる。この方向に向かっているということなのか。

(事務局)

手引きに基づき算定すると、基本料金が27.9%、従量料金が72.1%という結果になる。それに対して今の岡崎市の収入割合は、基本料金が24.1%となっているため、今回の料金改定で手引きに基づく基本料金割合までもっていくことを事務局は提案している。そうした場合、基本料金の改定率は上がり、従量料金の改定率は下がることになる。

今回の料金改定で心配しているのは、資料29ページの表で基本料金の改定率を100%に抑えても、大口の使用量が少ない人からすると、料金改定率9.7%と言いながらも、こんなにあがるのかということになる。ただ、手引きの算定方法をベースに考えていくと、このような形になってしまうので、この提案については、上げ率のことも踏まえ、検討していただきたい。

(A 委員)

大口需要者については、設備投資・維持管理等で大きな費用がかかっているということなので、基本料金は本当は高い方が望ましいと思う。そう考えると、やはり大口径の基本料金については、市の方からも需要者に十分に説明を行い、手引きに基づく料金に改定することについて納得していただく方向で考えた方が良くと思う。

(議長)

今後の審議会としては、次回8月の下旬に、改定についての一つの結論を出すという予定でよかったか。

(事務局)

そのとおり。次回、改定の内容をまとめたい。そのために必要な資料があれば、ご請求いただければ、次回、提示させていただく。

(議長)

資料18ページの有収水量の減少に影響されにくい安定した経営を目指すということについて、これまでの議論でも10年、20年先を示していただいているので、基本料金割合を高めることが安定経営につながるということがわかるものを用意いただけるとよいと思う。

(事務局)

承知した。

(B委員)

資料18ページの①給水収益に占める基本料金割合で、少水量使用者と想定される口径13ミリの改定率に配慮が必要とある。

口径13ミリの基本料金について、何か配慮をしているのか。

(事務局)

資料19ページの表のとおり、事務局案の改定率は、口径13ミリについては11.2%という他と比べて一番小さな改定率を設定している。

(B委員)

配慮しているということを使うべきかどうかは少し気になっている。先ほど低所得者の話が出てきたときには、口径別では分からないということもあったが、本来水道料金というのは、水道の利用に応じて適切に負担を求めるべきだと思っている。料金体系は「経営」を意識して、将来の安定を考えるべきだということには賛同しているところである。低所得者に対して配慮をするのであれば、一般会計部門でやれば良いのであり、このように本来経営としてあるべき姿にある程度照らしてやっていくというのは、すごくいい方向性だと思う。

先ほど13ミリと20ミリの説明で、ある程度年数が経っているのは13ミリが多く、今は20ミリが多いという話もあったので、とりわけ13ミリというところも、そこだけ取り出して配慮していると書かれるとなぜだろうと思ってしまう。しっかり検討をしていると示すには、なくても良いのではと個人的には思うが、今後も方針については説明する機会が出てくると思うので、検討いただきたい。

(事務局)

今後、答申書でまとめる際に、適切な表現にさせていただきたい。

(E委員)

資料29ページでは代表的なところだけが示されているが、どの口径がどのくらい使用しているのかが分かれば、いらない議論をしているのかもしれないので、使用水量の分布のようなものがあると分かりやすいと思う。

(事務局)

承知した。

(D委員)

今のご意見のように分布図があると、私達もどこまで議論すべきなのか、例えば激変緩和措置というのがあったが、どこまで補填すべきなのかといったイメージがつくと思う。

結局のところ、基本料金より従量料金の方が金額が多くなってくるので、節水するよりも使った方が改定率への影響はあまりないのではということにはならないのか。

(事務局)

確かに、多量使用の方が改定率が小さくなるという見方があるが、決して金額が小さくなるということではないので、最終的には自分で料金を負担するという事を考えれば、一定の節水努力は働くだらうと思っている。この表は、上げ幅を表した表なので、節水すれば必ず節水した分だけ水道料金は安くなる。

(D委員)

パーセンテージで出てくるものと、金額で出てくるものがリンクしない。節水してもお金かかるのではと早とちりしそうだ。

これが分かりやすい表なのかもしれないが、もう少し分かりやすいものがあると良いなと思った。

(事務局)

資料の30、31ページでは、13ミリの20m³ではこのような金額だということを示している。

(A委員)

19ページの資料に想定件数があるが、収入換算したときにはどうなのか。それが分かれば、口径の大きいものが全体にどれだけ貢献しているのかが分かってくると思う。

(事務局)

口径割合は、20ミリ以下が全体の98%、25ミリ以下のものは2%に過ぎない。それが給水収益になると20ミリ以下で98%に対して73%、25ミリ以下で2%に対して27%である。次回、資料をお示しする。

資料1の3に基づき、料金の算定について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(事務局)

改定の内容は、マンションなどの共同住宅に適用される特定共用の基本料金を50円引きとしていたのをやめて一般の基本料金と同額とするものである。いろいろ調べたが、この50円を引くという根拠は見当たらなかった。

(B委員)

この新料金体系案で、あるべき姿に近づけようと経営の安定化を目標にしていくのは良いと思っている。ただ、日本水道協会の手引きが示しているところでいうと、そこに近づいたところもあれば、そうではない口径もある。また、従量料金においても、一律ではなくまだ2つの水量区画制を採用しているということもあり、今回は料金体系を変えていくところのファーストステップなのかなと理解をしている。そうであれば、やはり最終的にはここを目指しているが、急激に変わるには激変緩和が必要となるため、まずは基本料金から改定しているという説明はもう少し必要だと思う。

あまり細かく資料だけで提示しても、住民の方には伝わりにくいので、まずは基本料金をしっかり取り、固定費を確保することが一つの経営の安定化というところで、本来あるべき姿であるというメッセージを伝えていく必要があると思う。

また、例えば税でいうと、基本的に税の税率を変える場合、公平性・中立性・簡素というところで、公平的に、そして税が変わったとしても私たちの行動を変えないよう中立に、また、複雑ではなく簡素が求め

られる。もちろん無駄な水を使う必要はないが、企業活動等で必要なものに関しては、企業が水道を有効に使ってもらえば良いのではと考えると、大口の従量に関して、改定率がそこまで上がらないというところは、基本的には変わらない予測で見ると、判断が難しいとは思いますが、どう考えているのか伺いたい。

(事務局)

使用実態が料金体系によって変わるかということだが、やはり必要に応じて使っているのが現状だと思うので、使用水量は変わらないと推測している。

(議長)

様々な意見が出たので、事務局は、次回に向けて資料を作成してもらいたい。

(事務局)

ご指摘のあった資料の用意はするが、今日の議論を踏まえて、例えば、こういう観点の料金体系表を考えてはどうかだとか、日本水道協会の通りの方針の料金表がどうなるかだとか、一律同じように9.7%にしたらどうかとか、議論の補足資料が欲しいということはわかったが、ある程度今日の料金体系と比較するような、資料があるのかどうかというところが難しいので、ご意見があれば準備したいと思う。

(B委員)

基本料金の考え方や従量料金の考え方で、改正するという点についての合意が取れたら特にそういった資料をわざわざ用意してもらいより、説明が不足していると感じるところを補う資料ということで良いと思う。

個人的には、説明資料というより、今後、この資料の内容を伝えるための説明や理屈などといったところを考えていただく方がいいと思う。

(事務局)

1点目、資料14ページの全体改定率を9.7%としつつも、基本料金の改定率を17.6%、従量料金の改定率を7.0%にするということについての意見を伺いたい。

2点目、資料19ページの基本料金の料金体系案で、口径75ミリ以上を激

変緩和のために一律100%までとしたことについて、何か根拠があった方がいいのではとのご意見もあったが、逆に50ミリ以下はこの考え方でよろしいか。

3点目、25ページの従量料金について、事務局案の改定率が口径13ミリ10.8%で、40ミリ超えのところ、4.6%が最大の改定率という基本的な考え方がどうなのか、委員さんの意見を伺いたい。

(議長)

1点目、令和7年の段階で9.7%ということだが、一番基本的な部分になるかと思う。そのことについては、ここで改めて意見があれば伺いたい。

(全委員)

問題なし。

(議長)

2点目、資料19ページの口径50ミリ以下の場合、ここはそれほど、議論することはないかと思うが、改めて意見はないか。

(A委員)

手引きに従った場合の料金のあり方が、どんなものか参考にあった方がよいと思う。

(議長)

3点目、資料25ページについて、意見があれば伺いたい。

(D委員)

基本料金改定率17.6%と従量料金改定率7.0%で良いかと言われると、手引きを参考に出されたからとしか言えない。市として手引きをもとに試算され、このパーセンテージの割合が妥当だと提案されたので、それは根拠があるものと受け入れている。実は今まで口径20ミリの人が安く済んでいたんですよというような何か根拠を示してもらえればいいのかと思う。

(事務局)

事務局としては、なるべく日本水道協会が示す手引きに沿った料金体系にしていきたいと考えている。ただ、現実を見ると、岡崎市と手引きとで

は大きな乖離がある。もう一つ言うと、我々以上にもっと乖離している団体もある。この状況下で、手引きに合わせると、大幅な上げ幅の違いが出てきてしまう。そこで、最終的には平均の上げ幅率が、9.7%前後に収まるように設定したものが、今回お示しした案である。

(E 委員)

手引きとは、どういう考えに基づいてこのように決まっているのかというのがあるのか。

(事務局)

基本料金は、大口の口径から多く取るべきだという日本水道協会の方針は、論理的な見解になっていると思う。水道料金に係る審議会の全国的な傾向を見ても、一般的に出ている内容としては、やはり経営を安定させるために基本料金の比率を上げる傾向にある。また逓増制については、なるべく下げるとというのが、全国的な傾向である。ただ、手引きの中でも、現実と余りにも乖離する場合は、そこも考慮する必要があると考える。

(議長)

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

会議資料

【事前送付資料】

第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第
資料1 料金の算定について

【当日配布資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例
岡崎市水道事業及び下水道事業審議会委員名簿
席次表

第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会次第

日時 令和5年7月26日（水）午後2時～

会場 西庁舎7階701号室

開会

1 開会あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

（議題）適正な水道料金のあり方について⑥

4 閉会あいさつ

5 その他

審議会開催日程について

第8回 令和5年8月25日（金）

閉会

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

第7回審議会

～ 料金の算定について ～

令和5年7月26日

岡崎市上下水道局

本日の審議内容

第5回審議会

財政収支の予測について

- 投資事業計画に基づく財政収支予測の確認



第6回審議会

料金の算定について（1）

- 前回論点の整理
- 総括原価の確認
- 原価の分解・配賦の確認



第7回審議会

料金の算定について（2）

- 料金改定率の決定
- 料金体系案の確認
検討項目と現状の確認
料金体系案と影響額試算



第8・9回審議会

料金の算定について

- 料金体系の決定
- 答申書の作成

1 料金改定率について

前回までの審議内容 と 料金改定率について

目標とする資金残高

半年分の支出に、不測の事態に備える資金を加えた **50億円**
・半年分の収益的及び資本的支出 各20億円 + 災害等不測の事態の資金 10億円

企業債の借入方針

内部留保資金の水準により**借入額を調整**
・内部留保資金が高水準の期間は借入を抑制、内部留保資金が50億円を下回らない水準で借入
企業債残高は **200億円を上限**とする

経営戦略の方針

長期的視点で検討
・短期（4年先）ではなく、長期（10年先）の経営状況により判断
・収支試算には経営戦略のローリングも見込む（計18年間の財政収支見通し）

料金改定率（案）

令和7年度 平均改定率 **9.7%**
・経営戦略を長期で見込む場合、R7年度9.7%、R11年度16.0%、R15年10.1%
短期で見込む場合、R7年度 0%、R11年度 2.9%、R15年43.9%

総括原価の配賦

料金の算定は総括原価方式
基本料金：従量料金 ≒ **27.9%：72.1%**（R7年度9.7%改定の場合）
・基本料金を現状（R4実績 基本24.1%：従量75.9%）よりも高める方向

(参考) 前回までの審議事項

目標とする資金残高について

※第5回審議会資料より

【前回（平成30年度審議会）の資金残高の考え方】

収益的支出	資本的支出	その他
1年分の現金支出 【約40億円】	1年分の建設資金 (資本的収支不足額) 【約40億円】	災害等の不測の事態に 備えた資金 【10億円】



【今後の資金残高の考え方（事務局案）】

収益的支出	資本的支出	その他
半年分の現金支出 【約20億円】	半年分の建設資金 (資本的収支不足額の半額分) 【約20億円】	災害等の不測の事態に 備えた資金 【10億円】

料金収入等を確保できない期間も、恒常的に発生する支出に対応できる資金の確保が必要

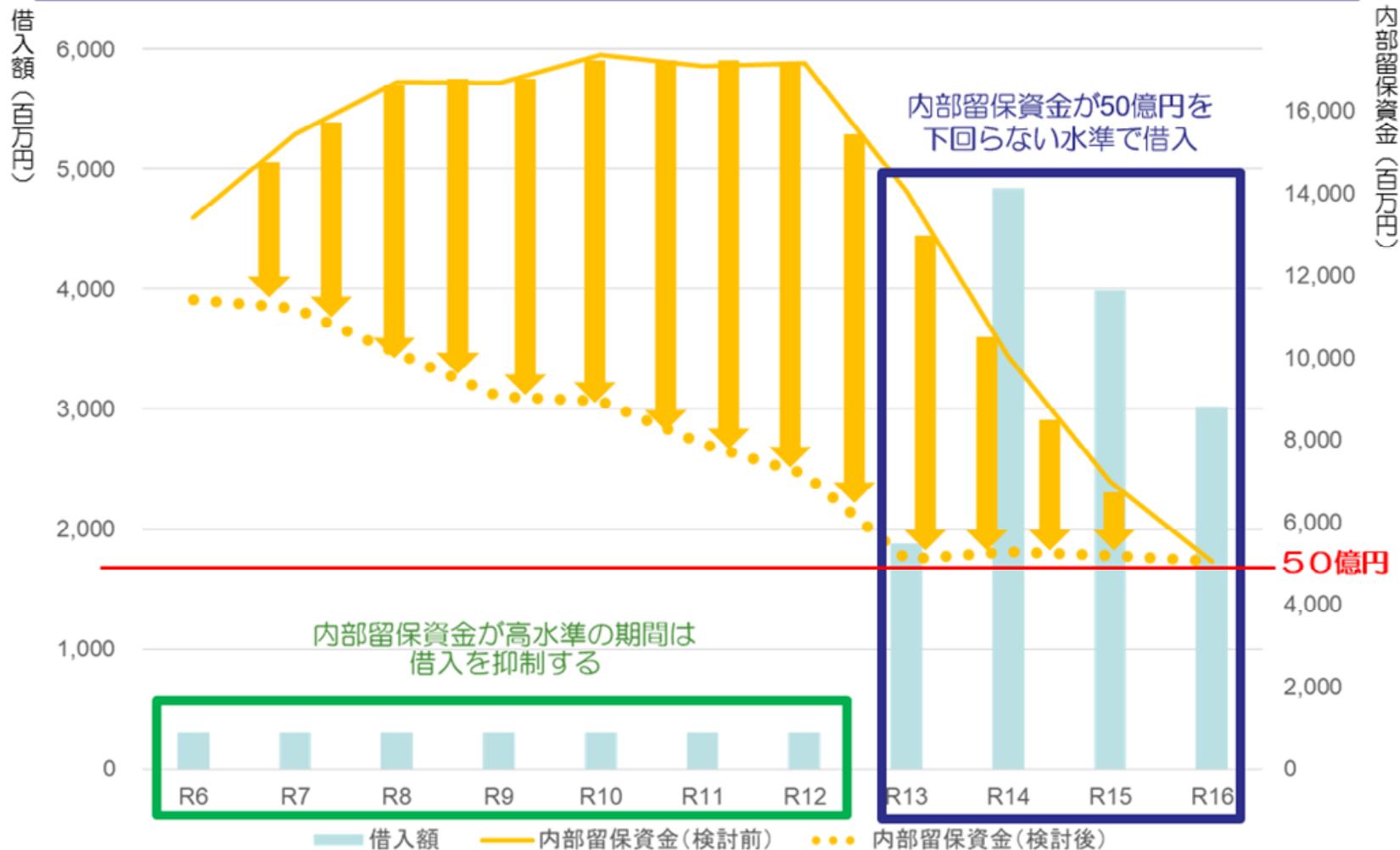
(目標とする資金残高の水準を6か月分相当とした根拠)

- 過去の震災時（東日本大震災、熊本地震）、全ての地域で概ね断水が解消するのに約4～6か月程度かかる
- 企業債は半年ごとに償還するため、収入を確保できない期間にあっても償還に対応できる資金が必要となる

(参考) 前回までの審議事項

企業債借入方針の再検討

※第6回審議会資料より



(参考) 前回までの審議事項

給水収益の水準(再検討後の企業債反映) ※第6回審議会資料より

前半の借入額を抑えることで、計画期間内の支払利息・企業債償還金が抑制された結果、令和16年度までの黒字経営の維持及び目標資金の確保に必要な料金改定率は低下しました。

(百万円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1 営業収益	7,015	6,996	6,987	6,959	6,948	6,938	6,941	6,916	6,906	6,890
2 給水収益	6,740	6,716	6,702	6,670	6,654	6,638	6,636	6,606	6,590	6,575
3 他会計負担金	264	269	274	279	284	289	294	299	305	305
4 営業外収益	1,049	1,034	1,025	1,019	1,013	1,005	1,000	992	993	995
5 他会計負担金	172	156	142	130	119	103	93	85	82	79
6 長期前受金戻入	838	839	844	850	855	863	868	868	872	877
7 収益合計	8,064	8,030	8,012	7,978	7,962	7,943	7,941	7,909	7,899	7,885
8 営業費用	6,732	6,789	6,859	6,953	6,991	7,052	7,152	7,318	7,486	7,575
9 維持管理費	3,573	3,614	3,606	3,630	3,642	3,674	3,721	3,757	3,792	3,798
10 減価償却費	3,010	3,024	3,099	3,166	3,189	3,216	3,266	3,392	3,522	3,605
11 資産減耗費	148	151	153	156	159	162	165	168	171	171
12 営業外費用	142	133	124	116	108	102	96	116	179	228
13 支払利息	142	133	124	116	108	102	96	116	179	228
14 費用合計	6,879	6,926	6,988	7,073	7,104	7,159	7,253	7,438	7,669	7,808
15 純損益	1,185	1,104	1,024	905	858	784	688	471	230	77
16 資本的収入	1,758	2,022	1,758	1,554	1,460	1,380	2,877	5,920	5,035	4,035
17 企業債	300	300	300	300	300	300	1,879	4,841	3,989	3,018
18 他会計出資金	808	1,033	697	548	395	395	238	243	210	264
19 資本的支出	5,641	6,629	6,418	5,095	6,029	5,447	8,366	8,955	8,326	7,194
20 施設改良費	4,203	5,334	5,071	3,886	4,809	4,460	7,438	8,161	7,353	6,214
21 企業債償還金	1,235	1,193	1,145	1,106	1,018	885	725	691	771	877
22 資本的収支資金不足額	△ 3,883	△ 4,607	△ 4,660	△ 3,541	△ 4,569	△ 4,067	△ 5,489	△ 3,035	△ 3,291	△ 3,159
23 内部留保資金	11,207	10,109	9,048	8,948	7,891	7,181	5,098	5,278	5,187	5,053
24 目標資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
25 企業債残高	13,007	12,114	11,269	10,463	9,745	9,160	10,314	14,464	17,682	19,823

R7年度に
9.7%の
料金改定

黒字を維持

目標資金
残高を確保

(参考) 前回までの審議事項

経営戦略の検討

※第6回審議会資料より

短期視点

- **短期**（4年先）の経営状況により判断

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
給水収益	検討				検討				検討				検討					
純利益				?				?				?				?		
目標資金確保				?				?				?				?		

長期視点

- **長期**（10年先）の経営状況により判断
- 経営戦略のローリングについても見込み、試算に反映
（計18年間の財政収支見通し=長期）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
給水収益	検討				検討				検討				検討					
純利益																		?
目標資金確保																		?

(参考) 前回までの審議事項

長期視点での経営戦略

※第6回審議会資料より

区分	9.7%改定			16.0%改定				10.1%改定										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
1 営業収益	7,015	6,996	6,987	6,959	8,016	8,003	8,006	7,976	8,732	8,712	8,709	8,672	8,651	8,631	8,628	8,590	8,570	8,550
2 前水収益	6,740	6,716	6,702	6,670	7,721	7,703	7,701	7,666	8,417	8,396	8,394	8,356	8,336	8,316	8,313	8,275	8,255	8,235
3 他会計負担金	264	269	274	279	284	289	294	299	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305
4 営業外収益	1,049	1,034	1,025	1,019	1,013	1,005	1,000	992	993	995	1,003	1,007	1,004	1,009	1,006	998	983	969
5 他会計負担金	172	156	142	130	119	103	93	85	82	79	81	81	81	81	81	81	81	81
6 長期前受金戻入	838	839	844	850	855	863	868	868	872	877	884	887	884	889	887	878	863	850
7 収益合計	8,064	8,030	8,012	7,978	9,029	9,008	9,005	8,969	9,725	9,707	9,713	9,678	9,655	9,640	9,634	9,588	9,553	9,519
8 営業費用	6,732	6,789	6,859	6,953	6,991	7,052	7,152	7,318	7,486	7,575	7,695	7,772	7,823	7,965	8,154	8,349	8,513	8,651
9 維持管理費	3,573	3,614	3,606	3,630	3,642	3,674	3,721	3,757	3,792	3,798	3,803	3,799	3,790	3,796	3,792	3,791	3,788	3,795
10 減価償却費	3,010	3,024	3,099	3,166	3,189	3,216	3,266	3,392	3,522	3,605	3,720	3,802	3,862	3,997	4,191	4,386	4,553	4,685
11 資産減耗費	148	151	153	156	159	162	165	168	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171
12 営業外費用	142	133	124	116	108	102	96	92	115	134	140	151	161	167	196	223	247	254
13 支払利息	142	133	124	116	108	102	96	92	115	134	140	151	161	167	196	223	247	254
14 費用合計	6,879	6,926	6,988	7,073	7,104	7,159	7,253	7,415	7,605	7,713	7,839	7,928	7,989	8,137	8,355	8,577	8,764	8,910
15 経利益	1,185	1,104	1,024	905	1,925	1,849	1,752	1,554	2,120	1,994	1,874	1,750	1,666	1,503	1,279	1,011	789	609
16 資本の収入	1,758	2,022	1,758	1,554	1,460	1,380	1,298	3,153	2,887	2,023	2,194	2,138	1,668	3,271	3,530	3,072	2,024	2,980
17 企業債	300	300	300	300	300	300	300	2,074	1,841	1,006	1,325	1,277	1,004	2,547	2,484	2,324	1,219	2,274
18 他会計出資金	808	1,033	697	548	395	395	238	243	210	264	138	160	31	32	92	27	20	23
19 資本の支出	5,641	6,629	6,418	5,095	6,029	5,447	8,366	8,903	8,181	6,977	7,204	6,936	6,767	8,091	8,218	7,575	6,746	7,477
20 建設改良費	4,203	5,334	5,071	3,886	4,809	4,460	7,438	8,161	7,353	6,214	6,341	6,144	5,859	7,265	7,226	6,629	5,648	6,468
21 企業債償還金	1,235	1,193	1,145	1,106	1,018	885	725	638	626	660	660	689	706	724	790	844	896	907
22 資本の収支資金不足額	△ 3,883	△ 4,607	△ 4,660	△ 3,541	△ 4,569	△ 4,067	△ 7,068	△ 5,750	△ 5,294	△ 4,954	△ 5,010	△ 4,798	△ 5,099	△ 4,820	△ 4,688	△ 4,503	△ 4,722	△ 4,497
23 内部留保資金	11,207	10,109	9,048	8,948	8,958	9,313	6,715	5,263	5,059	5,047	5,067	5,154	5,019	5,030	5,045	5,181	5,058	5,125
24 目標資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
25 企業債残高	13,007	12,114	11,269	10,463	9,745	9,160	8,735	10,171	11,386	11,731	12,396	12,984	13,282	15,105	16,800	18,280	18,603	19,970

2 料金体系案について

料金体系の検討項目

②基本料金の給水能力による見直し

①基本料金と従量料金の収入割合の見直し

③従量料金の逡増度の見直し

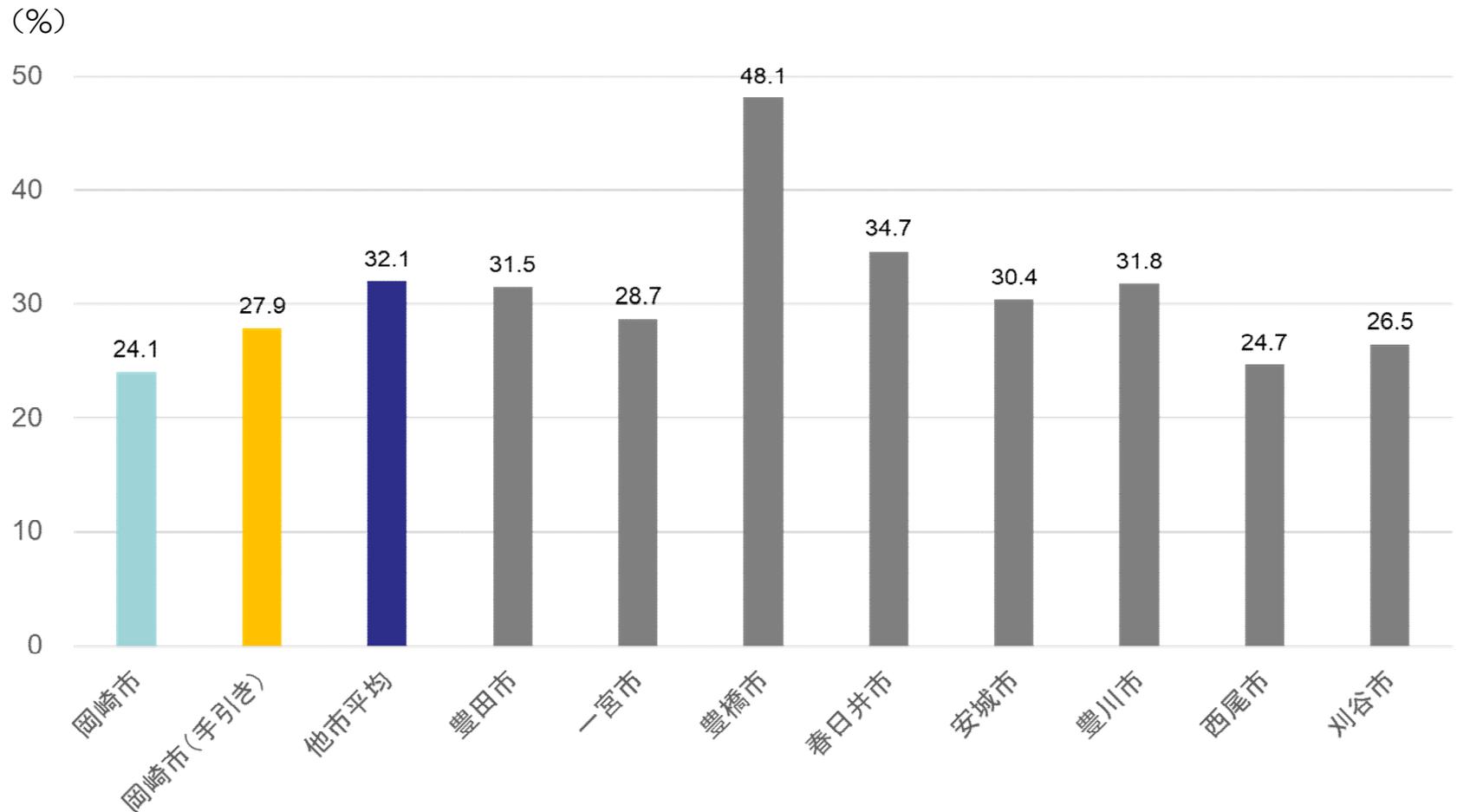
用途	口径	基本料金		従量料金単価 (/m ³)		
		基本料金	従量料金単価 (/m ³)	従量料金単価 (/m ³)	従量料金単価 (/m ³)	
一般	13mm	520円	~10m ³	65円		
	20mm	950円	11~25m ³	127円		
	25mm	1,410円	26~50m ³	156円		
	40mm	3,550円	51m ³ 超	201円		
	50mm	8,110円	~50m ³	156円		
	75mm	15,430円			51m ³ 超	216円
	100mm	23,650円				
	150mm	47,410円				
臨時	13から150mm	の各口径と同一	一律	325円		
特定共用		470円	25mm口径以下と同一			

検討項目ごとの現状

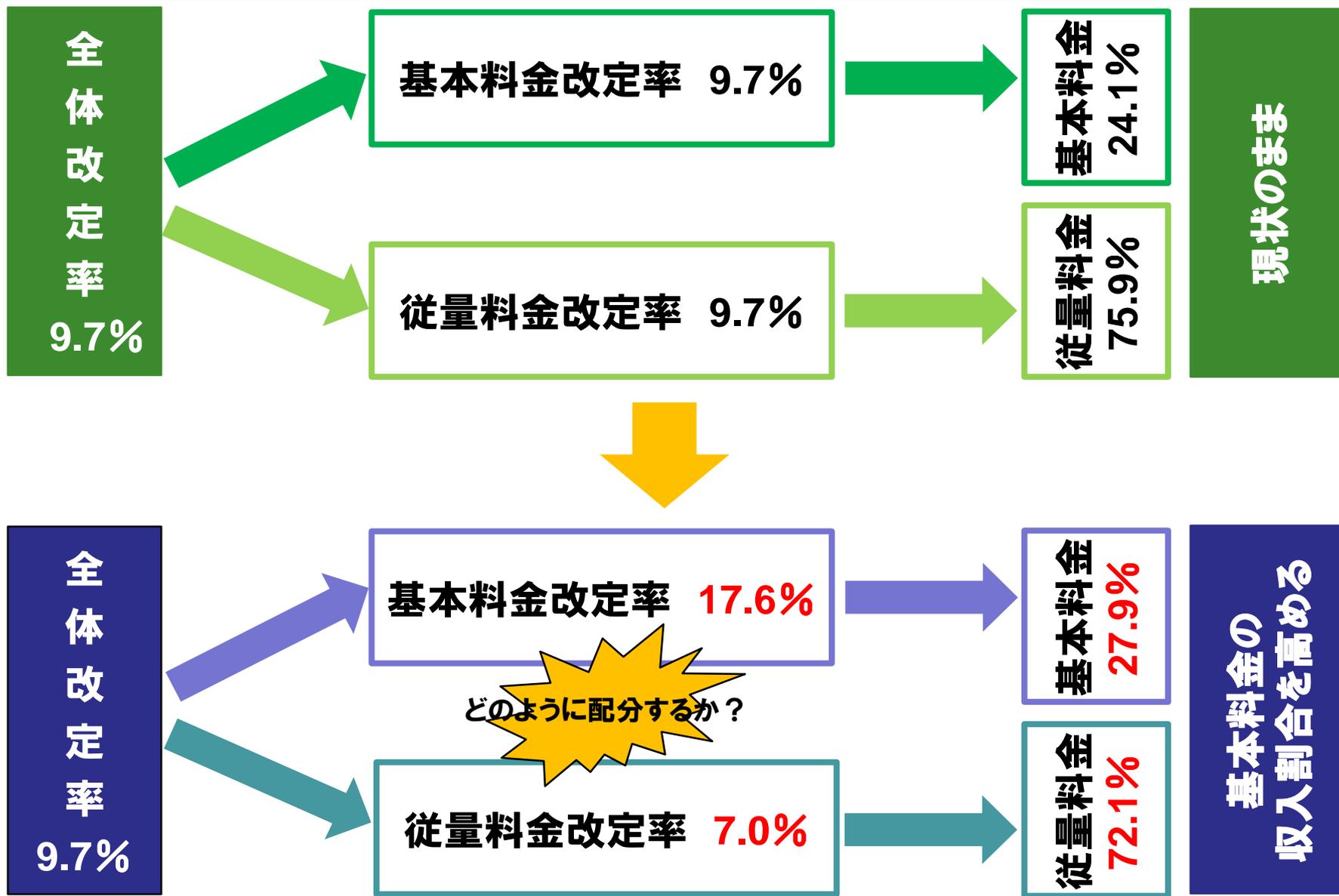
検討項目	現状	『水道料金改定業務の手引き』
① 基本料金と 従量料金の 収入割合	<ul style="list-style-type: none">令和4年度決算に基づく現状の割合は、 基本料金24.1%、 従量料金75.9% です。基本料金の収入割合は、他団体平均よりも低くなっています。	<ul style="list-style-type: none">手引きに示された方法で算出した割合は、 基本料金27.9%、従量料金72.1%です。基本料金の構成比が低いと、水需要の減少に伴う収入の減少の影響が大きく、企業経営が不安定になる傾向があるとされています。
② 口径別基本料金	<ul style="list-style-type: none">岡崎市は、いずれの口径も他団体平均や手引きに基づき算定した料金よりも低くなっています。大口径の基本料金ほど、他団体よりも低くなる傾向です。	<ul style="list-style-type: none">各口径の給水能力により配賦する方法（理論流量比）により基本料金を決定することを基本とし、現状を加味した調整を検討するものとされています。
③ 従量料金 逦増度	<ul style="list-style-type: none">岡崎市は、従量料金の「逦増制」を採用しています。従量料金の逦増度について岡崎市は他団体平均より低くなっています。	<ul style="list-style-type: none">従量料金は均一料金制が理想とされていますが、現状と乖離がある場合、利用者への影響を加味し、徐々に逦増度を緩和することが適切とされています。

【現状①】基本料金の収入割合（他市比較）

基本料金の収入割合は、他市平均より低い水準となっています。

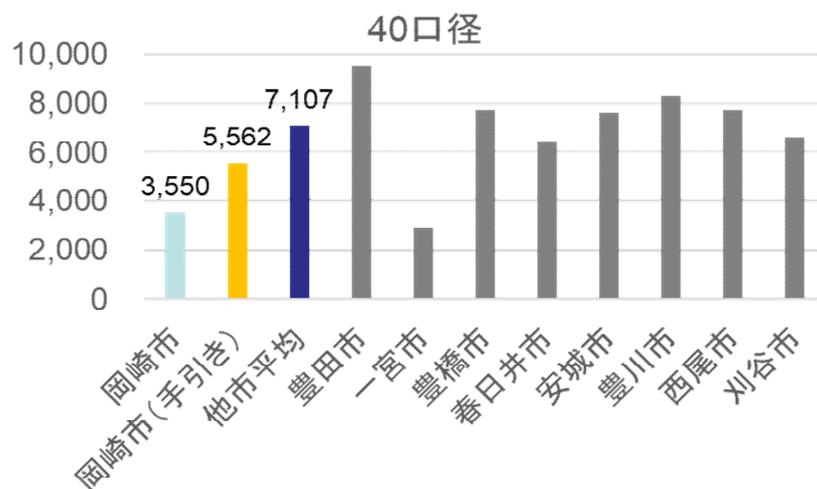
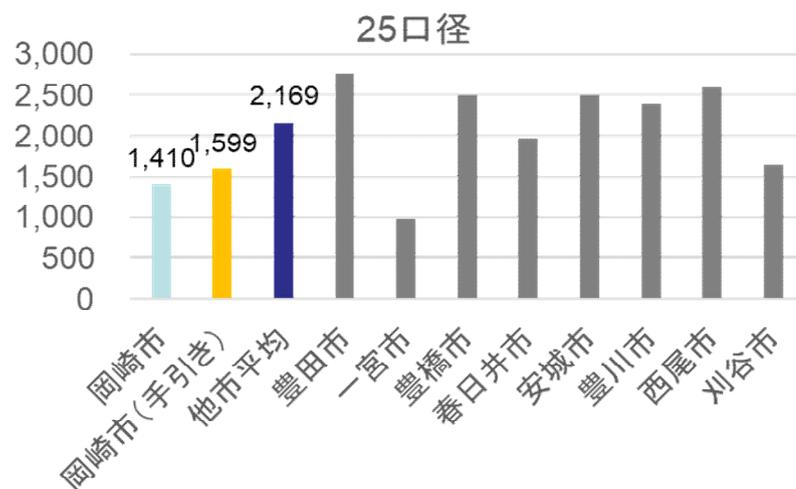
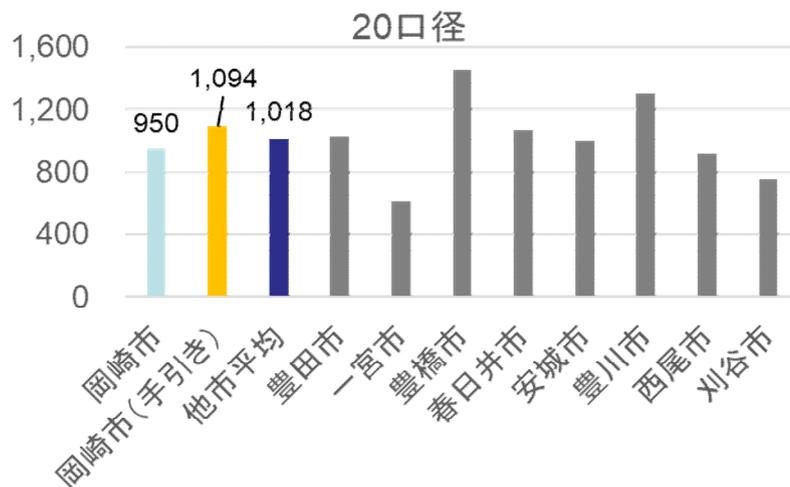
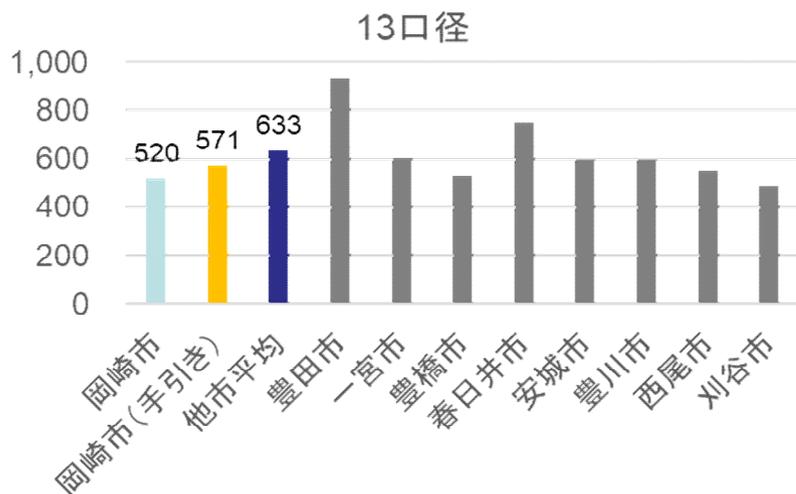


【現状①】基本料金と従量料金の収入割合



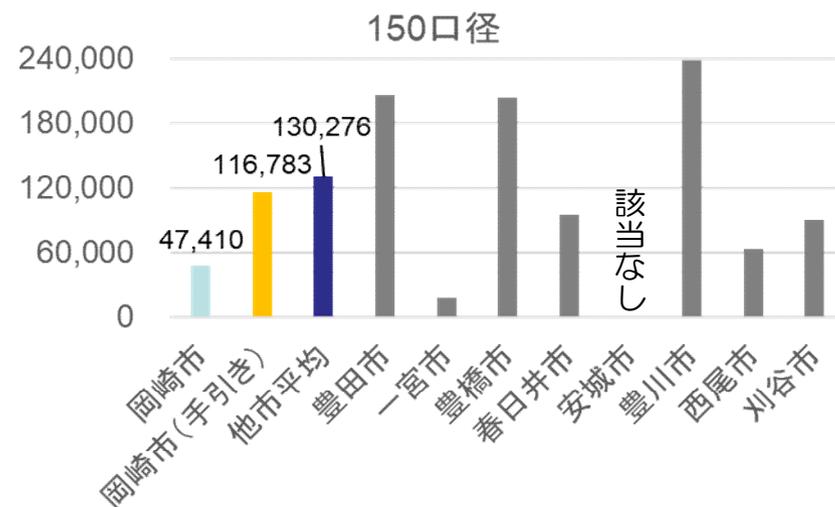
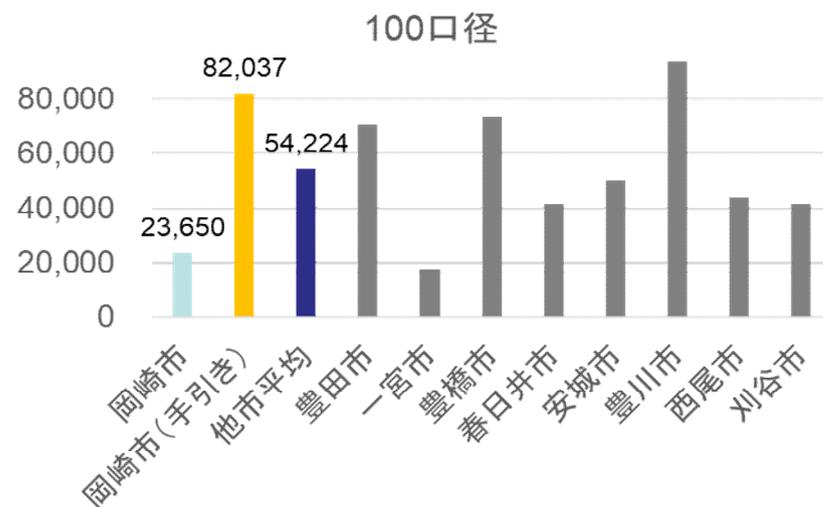
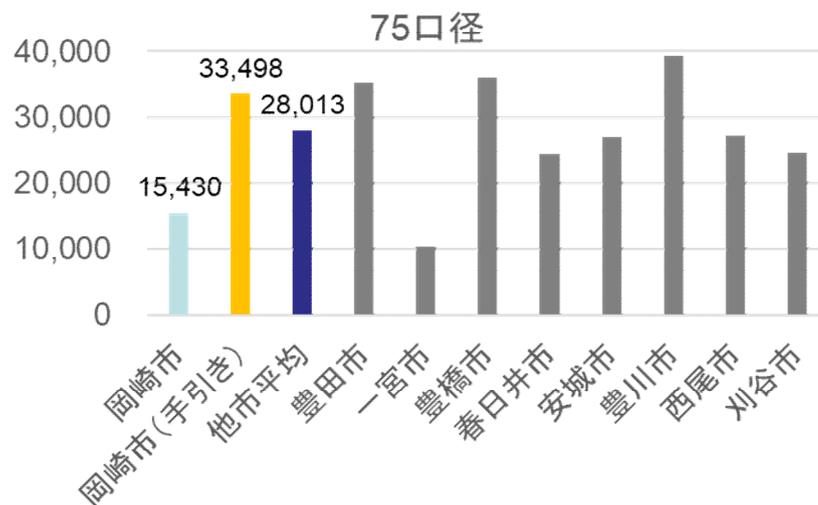
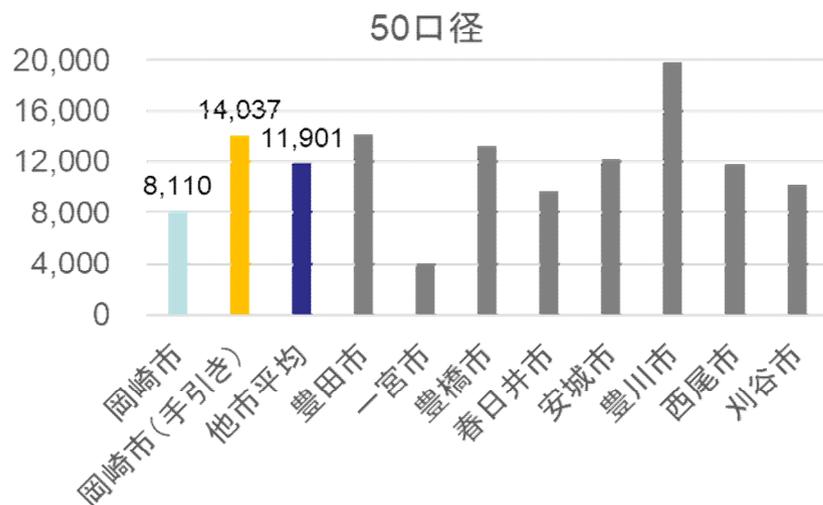
【現状②】口径別の基本料金(他市比較)

1ヶ月あたりの基本料金(税抜き)は、いずれの口径も他市平均より低い水準です。



【現状②】口径別の基本料金（他市比較）

また、大口径の基本料金ほど、他団体よりも低くなる傾向です。



【基本料金の検討方針】

①給水収益に占める基本料金割合

- 現行の基本料金は全ての口径で低い状況にある（対手引き、対他市比較）
- 基本料金の改定率を全体改定率9.7%よりも高め、
収入に占める基本料金の割合を高める
⇒ 有収水量の減少に影響されにくい安定した経営を目指す
- ただし、少水量使用者にとっては基本料金の改定の影響が大きくなるため、使用水量が少ないと想定される口径13mmの改定率については配慮が必要

②口径間の負担割合

- 現行の基本料金は大口径使用者ほど低い状況にある（対手引き、対他市比較）
- **使用口径に応じた負担を求める**（大口径ほど改定率大）
- ただし、大口径使用者にとっては大幅な改定が必要となるため、激変とならないよう、配慮が必要

【基本料金】料金体系案

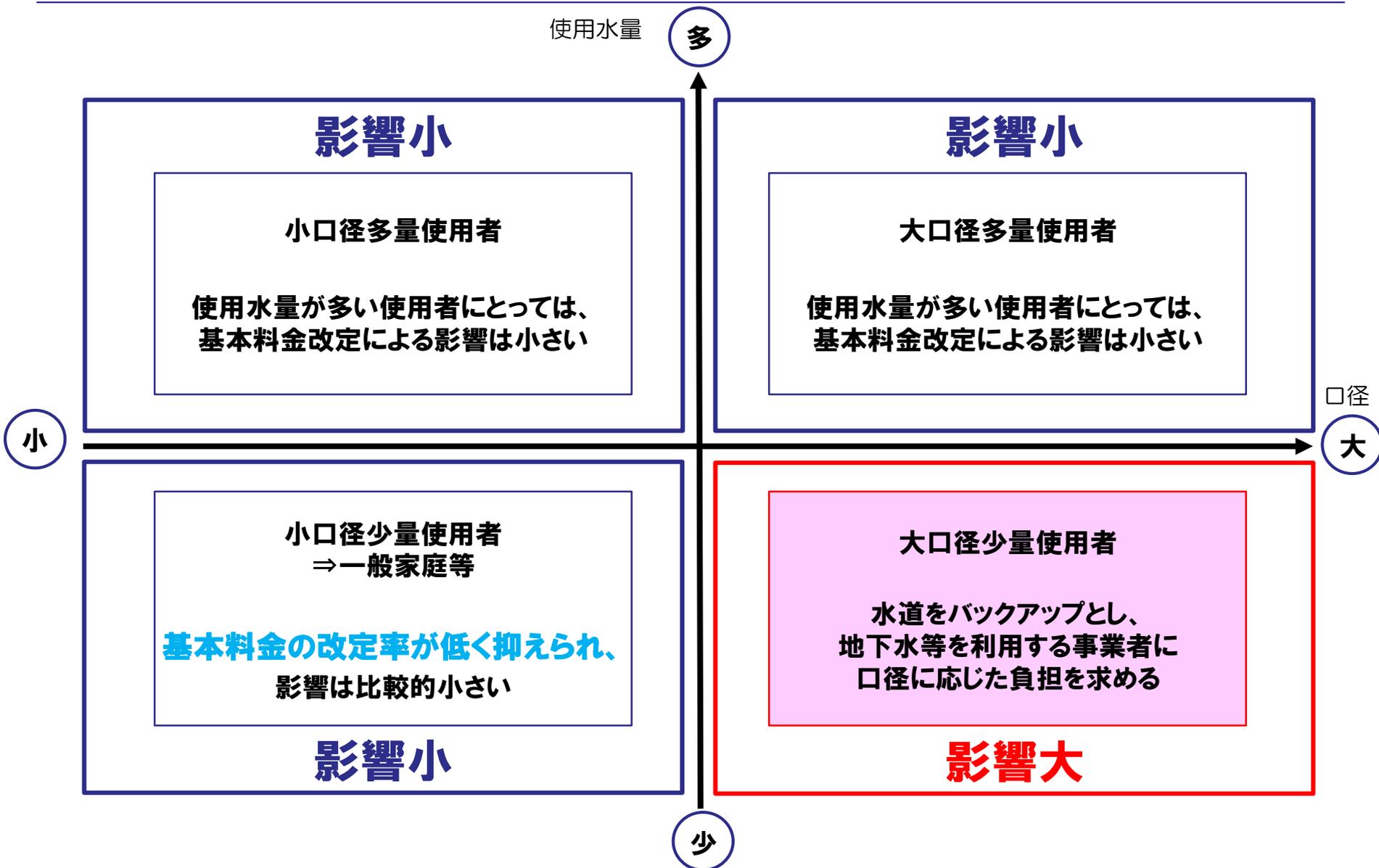
単位：円（1月当たり金額、税抜き）

口径	現行	手引き			事務局案			想定件数 (件/月)
		改定後	現行差	改定率	改定後	現行差	改定率	
13mm	520	571	+51	+9.8%	578	+58	+11.2%	94,004
20mm	950	1,094	+144	+15.2%	1,102	+152	+16.0%	68,482
25mm	1,410	1,599	+189	+13.4%	1,692	+282	+20.0%	2,664
40mm	3,550	5,562	+2,012	+56.7%	5,680	+2,130	+60.0%	540
50mm	8,110	14,037	+5,927	+73.1%	14,598	+6,488	+80.0%	264
75mm	15,430	33,498	+18,068	+117.1%	30,860	+15,430	+100.0%	134
100mm	23,650	82,037	+58,387	+246.9%	47,300	+23,650	+100.0%	35
150mm	47,410	116,783	+69,373	+146.3%	94,820	+47,410	+100.0%	5

平均改定率：約17.6%（基本収入割合を27.9%とするため ⇔ 全体改定率9.7%）

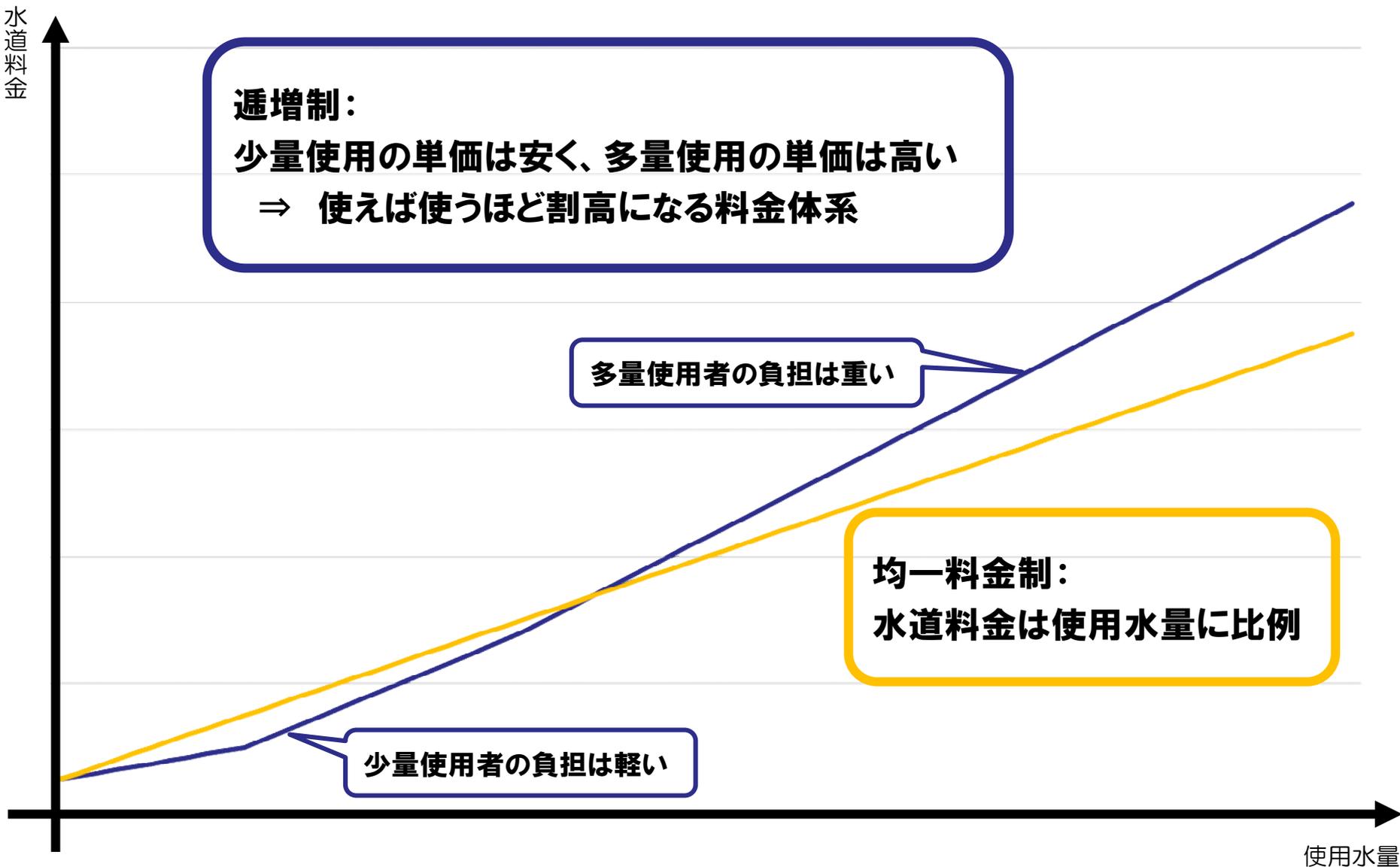
- ・口径毎に相応の負担を求めるため、大口径使用者ほど大幅な改定となる
- ・ただし、激変緩和のため各口径の改定率の上限を+100%とし、手引きによる改定率が100%未満の口径50mm以下で調整する
- ・小口径13・20mmは、改定率を平均改定率よりも低く抑え、少水量使用者に配慮

【基本料金】改定による影響



【現状③】従量料金の逦増制イメージ図

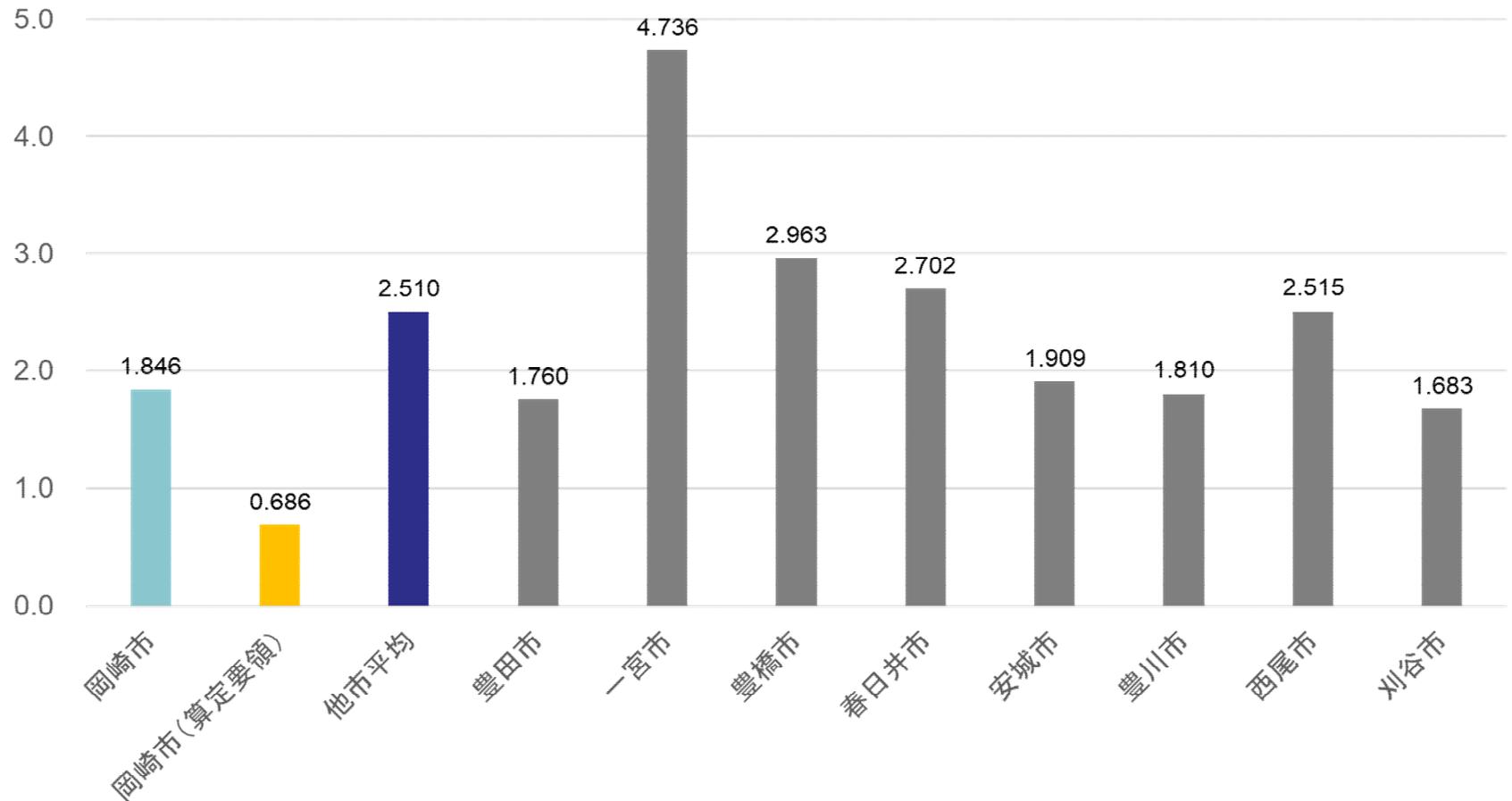
水道料金



【現状③】従量料金の逡増度（他市比較）

従量料金の逡増度は、他市平均より低い水準です。

※逡増度＝最高単価÷((13mm基本料金+10m³使用時の従量料金)÷10)



【従量料金の検討方針】

① 逓増度の緩和

- 手引きでは従量料金は均一料金制とされており、現状の逓増度は高い
- 一方で、他市と比較すると現状の逓増度は低い状況
- 水道事業の経営面、公平性の面から**現行よりも逓増度を緩和する方向で検討する**
- ただし、少量使用者の激変とならないよう配慮する

② 水道事業の経営面

- 「逓増制」により、有収水量の減少以上に従量料金は減少する

	R2	R3	R4
有収水量 (m ³)	41,142,773	40,699,726	39,991,999
従量料金 (税抜き、千円)	4,875,145	4,806,140	4,696,634

逓増率の変化:

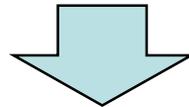
- R2 → R3: 有収水量 -1.08% , 従量料金 -1.42%
- R3 → R4: 有収水量 -1.74% , 従量料金 -2.28%

【従量料金の検討方針】

③使用者間の公平性

- 従量料金の逡増制により、本来あるべき姿（均一料金）に対して、**少量使用者の負担は軽く、多量使用者の負担は重い**という構造になっている
- 多量使用者の負担感が強く、水道以外の水源（＝地下水）の活用につながる恐れが生じる
- 現状の逡増度は、多量使用の抑制というよりも、生活水の低廉化を目的とした少量使用者の負担軽減策としての面が強い
- 一人あたりの家庭での使用水量はおよそ7m³/月と言われており、通常の水の使い方をする世帯の平均単価（構成人員数別）は以下のとおり
⇒同じ生活水であっても、世帯構成人員が多くなると支払単価は上昇する
⇒水道料金について配慮が必要な低所得者層は、使用水量では判断できない

構成人員数	1人(7m ³)	2人(14m ³)	3人(21m ³)	4人(28m ³)	5人(35m ³)	6人(42m ³)
平均単価/m ³	65円	83円	97円	108円	118円	124円



現状からの激変とならない範囲での逡増度の緩和を目指す

【従量料金】料金体系案

単位：円（1月当たり金額、税抜き）

口径	水量	現行	手引き			事務局案																			
			改定後	現行差	改定率	改定後	現行差	改定率																	
13mm	～10m ³	65	125 (均一)	+60	+92.3%	72	+7	+10.8%																	
20mm	11～25m ³	127		△2	△1.6%	135	+8	+6.3%																	
	26～50m ³	156		△31	△19.9%	165	+9	+5.8%																	
25mm	51m ³ 超	201		△76	△37.8%	211	+10	+5.0%																	
40mm	～50m ³ 51m ³ 超	156		125 (均一)	△31	△19.9%	165	+9	+5.8%																
50mm										216	△91	△42.1%	226	+10	+4.6%										
75mm										216						△91	△42.1%	226	+10	+4.6%					
100mm										216											△91	△42.1%	226	+10	+4.6%
150mm										216															

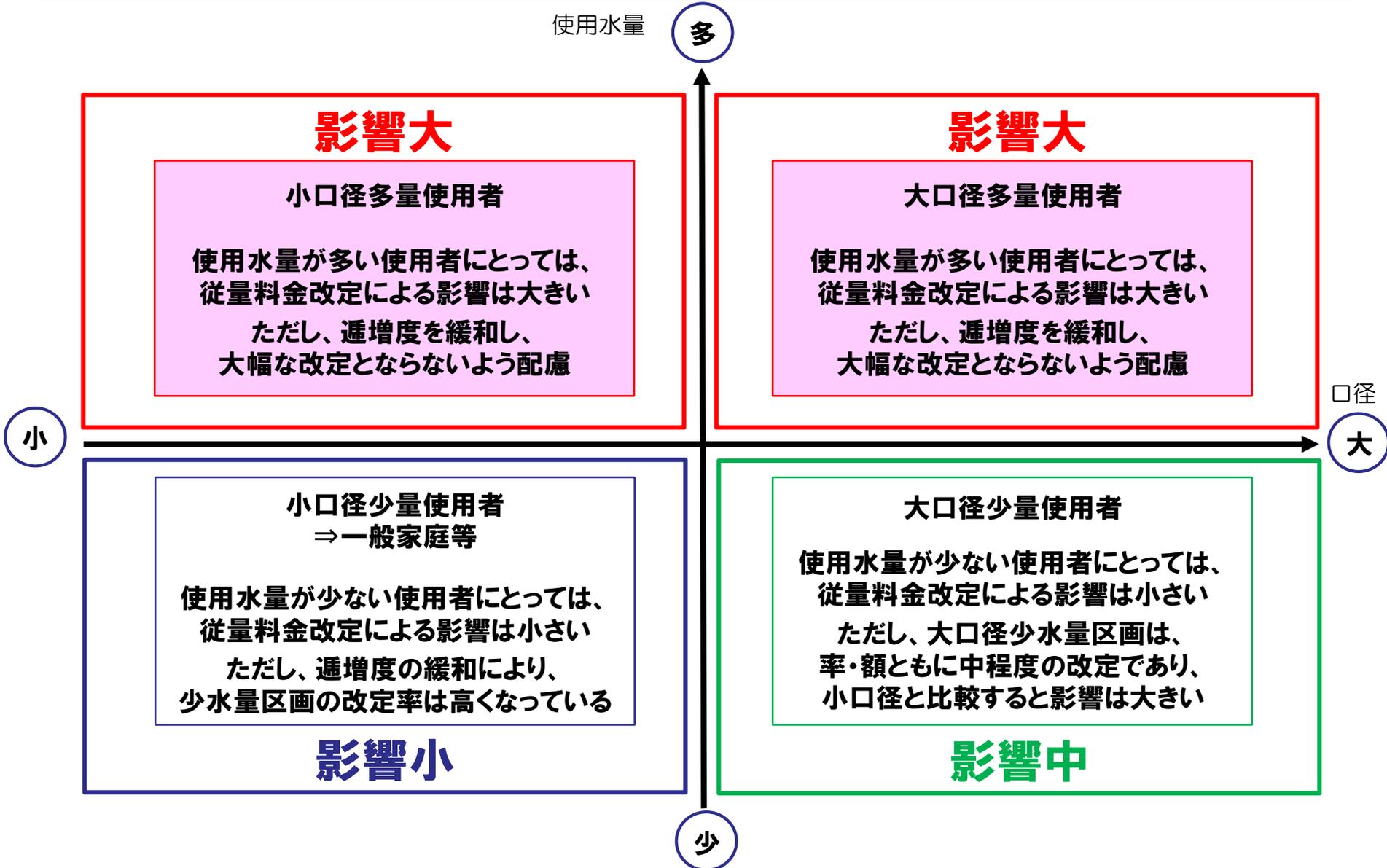
平均改定率：約7.0%（基本収入割合を27.9%とするため ⇔ 全体改定率9.7%）

・手引きに示された均一料金を目指して逡増度を緩和するため、少量使用者の改定率を高く設定し、水道使用量の増加に伴い改定率を緩和する。

（現状1.846 ⇒ 改定後1.741）

・ただし、少量使用者の急激な負担増とならないよう、少量区画の改定額を抑制する。

【従量料金】改定による影響



新料金体系検討方針のまとめ

	『水道料金改定業務の手引き』との比較	他市比較	方針
① 基本料金と従量料金の収入割合	<p>低</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の基本料金の収入割合は手引きに対して低い水準にあります。 	<p>低</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の基本料金の収入割合は他市と比較して低い水準にあります。 	<p>高める</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手引き、他市平均ともに現行よりも高い水準にあるため、手引きに示された方法で算出した割合とします。 • ただし、少量使用者にとっては基本料金の改定の影響が大きいため、使用水量が少ないと想定される口径13mmについては、水道料金の激変とならないよう配慮します。
② 口径別基本料金	<p>低</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の口径別基本料金は手引きに対して低い水準にあります。 • 口径が大きくなるほど、手引きとの乖離が大きくなる傾向にあります。 	<p>低</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の口径別基本料金は他市と比較して低い水準にあります。 • 口径が大きくなるほど、他市平均との乖離が大きくなる傾向にあります。 	<p>高める</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手引き、他市平均ともに現行よりも高い水準にあるため、手引きを基準として改定を検討します。 • ただし、大口径については手引きとの乖離が大きいため、水道料金の激変とならないよう配慮します。
③ 従量料金逡増度	<p>高</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の従量料金逡増度は手引きに対して高い水準にあります。 • また、手引きにおいては、均一料金制とされています。 	<p>低</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の従量料金逡増度は他市と比較して低い水準にあります。 	<p>低める</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の従量料金逡増度は、手引きよりも高い水準にある一方で、他市と比べて低い水準にあります。 • 経営の安定性の視点、公平性の視点から、従量料金逡増度は低める方向で検討します。 • ただし、少量使用者の水道料金が激変とならないよう配慮します。

新料金体系案

単位：円（1月当たり金額、税抜き）

口径	基本料金		現行差	改定率	水量	従量料金		現行差	改定率
	現行	改定後				現行	改定後		
13mm	520	578	+58	+11.2%	~10m ³ 11~25m ³ 26~50m ³ 51m ³ 超	65	72	+7	+10.8%
20mm	950	1,102	+152	+16.0%		127	135	+8	+6.3%
25mm	1,410	1,692	+282	+20.0%		156	165	+9	+5.8%
40mm	3,550	5,680	+2,130	+60.0%		201	211	+10	+5.0%
50mm	8,110	14,598	+6,488	+80.0%	~50m ³ 51m ³ 超	156 216	165 226	+9 +10	+5.8% +4.6%
75mm	15,430	30,860	+15,430	+100.0%					
100mm	23,650	47,300	+23,650	+100.0%					
150mm	47,410	94,820	+47,410	+100.0%					
臨時	13から150mmの各口径と同一				一律	325	339	+14	+4.3%
特定共用	470	578	+108	+23.0%	25mm口径以下と同一				

※臨時、特定共用の料金については、32ページ以降をご覧ください。

【事務局案】料金改定による影響額の試算（一覧）

従量料金と比較して基本料金の改定率が大きいいため、少量使用者は改定率が大きく、使用量が多いほど改定率が緩和される傾向になります。

上段：料金増加額（税込み、円）
下段：料金改定率

		水量 (m ³)												
		0	7	10	15	20	30	40	50	60	70	80	90	100
口径	13mm	63	118	140	185	228	322	421	520	630	740	850	960	1,070
		11.0%	11.0%	10.9%	9.3%	8.5%	7.6%	7.1%	6.8%	6.4%	6.1%	5.9%	5.8%	5.7%
	20mm	167	221	244	288	332	426	525	624	734	844	954	1,064	1,174
		16.0%	14.3%	13.9%	11.7%	10.5%	9.0%	8.2%	7.7%	7.1%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%
	25mm	310	364	387	431	475	569	668	767	877	987	1,097	1,207	1,317
		20.0%	17.7%	17.1%	14.5%	13.0%	10.9%	9.6%	8.9%	8.1%	7.5%	7.2%	6.9%	6.7%

改定率大



改定率小

		水量 (m ³)																		
		0	50	100	200	300	400	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	5,000	6,000	8,000	10,000	35,000
口径	40mm	2,343	2,838	3,388	4,488	5,588	6,688	7,788	13,288	18,788	24,288	29,788	35,288	40,788	46,288	57,288	68,288	90,288	112,288	387,288
		60.0%	22.7%	13.9%	9.3%	7.8%	7.0%	6.5%	5.6%	5.3%	5.1%	5.0%	4.9%	4.9%	4.9%	4.8%	4.8%	4.7%	4.7%	4.7%
	50mm	7,136	7,631	8,181	9,281	10,381	11,481	12,581	18,081	23,581	29,081	34,581	40,081	45,581	51,081	62,081	73,081	95,081	117,081	392,081
		80.0%	43.6%	27.8%	17.5%	13.5%	11.4%	10.1%	7.4%	6.5%	6.0%	5.8%	5.6%	5.4%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	4.9%	4.7%
	75mm	16,973	17,468	18,018	19,118	20,218	21,318	22,418	27,918	33,418	38,918	44,418	49,918	55,418	60,918	71,918	82,918	104,918	126,918	401,918
		100.0%	68.4%	48.1%	31.2%	23.8%	19.6%	16.9%	11.1%	9.0%	8.0%	7.3%	6.9%	6.6%	6.3%	6.0%	5.8%	5.5%	5.3%	4.8%
	100mm	26,015	26,510	27,060	28,160	29,260	30,360	31,460	36,960	42,460	47,960	53,460	58,960	64,460	69,960	80,960	91,960	113,960	135,960	410,960
		100.0%	76.6%	58.2%	40.1%	31.1%	25.8%	22.2%	14.2%	11.2%	9.6%	8.7%	8.0%	7.5%	7.2%	6.7%	6.3%	5.9%	5.7%	4.9%
	150mm	52,151	52,646	53,196	54,296	55,396	56,496	57,596	63,096	68,596	74,096	79,596	85,096	90,596	96,096	107,096	118,096	140,096	162,096	437,096
		100.0%	86.7%	73.3%	56.3%	46.1%	39.3%	34.4%	22.0%	16.9%	14.1%	12.4%	11.2%	10.3%	9.6%	8.7%	8.0%	7.2%	6.7%	5.2%

※各口径の平均的な使用水量に黄色で着色をしています。

料金改定による影響額の試算（平均使用水量）

1月の平均的な使用水量の料金改定による影響を各口径ごとに試算しました。

（税込み、円）

口径	使用水量	現行料金		改定後		影響額	
		基本料金 従量料金	合計	基本料金 従量料金	合計	基本料金 従量料金	合計
13mm	20m ³	572 2,112	2,684	635 2,277	2,912	63 165	228 (+8.5%)
20mm	20m ³	1,045 2,112	3,157	1,212 2,277	3,489	167 165	332 (+10.5%)
25mm	50m ³	1,551 7,100	8,651	1,861 7,557	9,418	310 457	767 (+8.9%)
40mm	200m ³	3,905 44,220	48,125	6,248 46,365	52,613	2,343 2,145	4,488 (+9.3%)

料金改定による影響額の試算（平均使用水量）

1月の平均的な使用水量の料金改定による影響を各口径ごとに試算しました。

（税込み、円）

口径	使用水量	現行料金		改定後		影響額	
		基本料金 従量料金	合計	基本料金 従量料金	合計	基本料金 従量料金	合計
50mm	500m ³	8,921 115,500	124,421	16,057 120,945	137,002	7,136 5,445	12,581 (+10.1%)
75mm	1,000m ³	16,973 234,300	251,273	33,946 245,245	279,191	16,973 10,945	27,918 (+11.1%)
100mm	3,000m ³	26,015 709,500	735,515	52,030 742,445	794,475	26,015 32,945	58,960 (+8.0%)
150mm	3,000m ³	52,151 709,500	761,651	104,302 742,445	846,747	52,151 32,945	85,096 (+11.2%)

3 臨時・特定共用の 料金案について

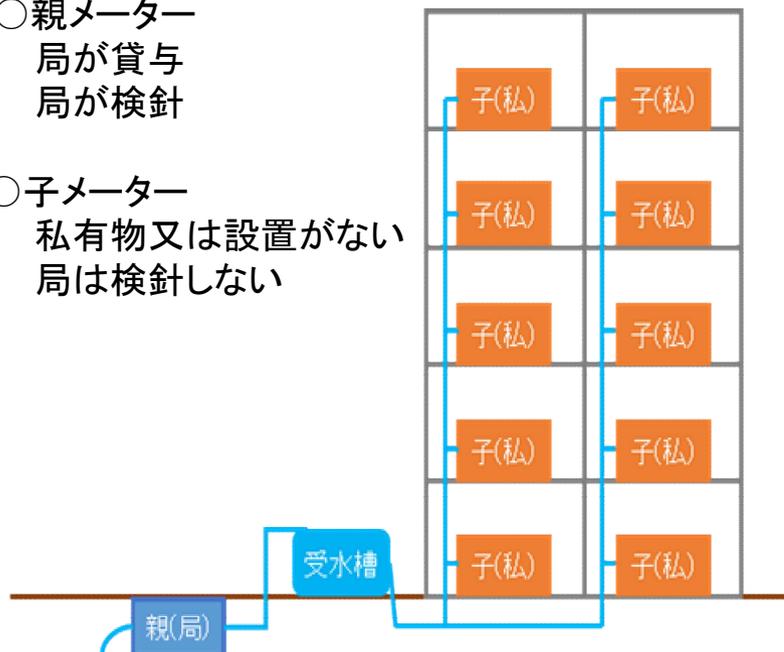
検討項目ごとの現状と改定案

検討項目	現状	改定案
臨時料金の従量料金	<ul style="list-style-type: none">一般の最大料金の1.5倍です。 $216\text{円} \times 1.5 \div 325\text{円}/\text{m}^3$	<ul style="list-style-type: none">改定後の一般の最大料金の1.5倍の額とします。 $226\text{円} \times 1.5 = 339\text{円}/\text{m}^3$
特定共用料金の基本料金	<ul style="list-style-type: none">1戸あたり470円で、一般の口径13mm(520円)より低額となっています。	<ul style="list-style-type: none">各口径の給水能力により配賦する方法を基本とするため、一般の口径13mm(578円)と同額とします。

特定共用給水装置の水道料金について(現状)

○親メーター
局が貸与
局が検針

○子メーター
私有物又は設置がない
局は検針しない



基本料金:470円(1か月、1戸あたり)

従量料金:親メーターの使用水量と共同住宅内の使用戸数に応じて、特別の計算を行っています。

【計算の例】

親メーター(75ミリ)

使用水量:7,390^m (2か月)、使用戸数:225戸

①基本料金

$$470 \text{ 円} \times 225 \text{ 戸} \times 2 \text{ か月} = 211,500 \text{ 円}$$

②従量料金

$$(7,390 \text{ m}^3 \div 2 \text{ か月}) \div 225 \text{ 戸} = 16.42 \text{ m}^3$$

16.42^mに対するメーター口径25ミリ以下の金額
329,701円(225戸分) × 2か月 = 659,402円

∴水道料金の額(①+②)

$$211,500 + 659,402 = \underline{870,902 \text{ 円}}$$

(税抜き)

(参考)特別の計算を行わない場合

基本料金 従量料金

$$(15,430 + 795,120) \times 2 \text{ か月} = \underline{1,621,100 \text{ 円}}$$

(税抜き)